

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合																								
利用者 支援事業 (別添 1)	利用者 支援事業	<p>1 基本型</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 運営費</td> <td>1 か所当たり年額</td> <td>7,066,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 夜間加算</td> <td>1 か所当たり年額</td> <td>1,222,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 休日加算</td> <td>1 か所当たり年額</td> <td>651,000円</td> </tr> </table> <p>2 特定型</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 運営費</td> <td>1 か所当たり年額</td> <td>2,722,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 夜間加算</td> <td>1 か所当たり年額</td> <td>1,222,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 休日加算</td> <td>1 か所当たり年額</td> <td>651,000円</td> </tr> </table> <p>3 母子保健型</p> <p>(1) 保健師等専門職員を専任により配置する場合 1 か所当たり 8,563,000円</p> <p>(2) 保健師等専門職員を兼任により配置する場合 1 か所当たり 4,046,000円</p> <p>※ 平成27年度において、1 か所に複数の専門職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、(1) (2) の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師等専門職員を2名配置する場合 1 市町村あたり 14,988,000円 ・保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1 市町村あたり 21,382,000円 <p>※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されてる場合については対象としない。</p> <p>4 開設準備経費（改修費等）</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 基本型及び特定型</td> <td>1 か所当たり</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 母子保健型</td> <td>1 か所当たり</td> <td>4,000,000円</td> </tr> </table> <p>※(1)(2)とも平成28年度に支払われたものに限る。</p>	(1) 運営費	1 か所当たり年額	7,066,000円	(2) 夜間加算	1 か所当たり年額	1,222,000円	(3) 休日加算	1 か所当たり年額	651,000円	(1) 運営費	1 か所当たり年額	2,722,000円	(2) 夜間加算	1 か所当たり年額	1,222,000円	(3) 休日加算	1 か所当たり年額	651,000円	(1) 基本型及び特定型	1 か所当たり	4,000,000円	(2) 母子保健型	1 か所当たり	4,000,000円	利用者支援事業の実施に必要な経費	<p>県 1/3</p> <p>(国) 1/3</p> <p>(市町村) 1/3</p>
(1) 運営費	1 か所当たり年額	7,066,000円																										
(2) 夜間加算	1 か所当たり年額	1,222,000円																										
(3) 休日加算	1 か所当たり年額	651,000円																										
(1) 運営費	1 か所当たり年額	2,722,000円																										
(2) 夜間加算	1 か所当たり年額	1,222,000円																										
(3) 休日加算	1 か所当たり年額	651,000円																										
(1) 基本型及び特定型	1 か所当たり	4,000,000円																										
(2) 母子保健型	1 か所当たり	4,000,000円																										

延長保育事業
(別添2)

延長保育事業

1 一般型

(1) 保育短時間認定 (在籍児童1人当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業 (定員20人以上)

延長時間区分	
1時間	17,200円
2時間	34,400円
3時間	51,600円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	10,200円	12,900円
2時間	20,300円	25,700円
3時間	30,500円	38,600円

ウ 事業所内保育事業 (定員19人以下)

延長時間区分	
1時間	9,400円
2時間	18,700円
3時間	28,100円

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	64,400円
2時間	128,700円
3時間	193,100円

(2) 保育標準時間認定 (1事業当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,342,000円
2～3時間	2,166,000円
4～5時間	4,736,000円
6時間以上	5,493,000円

延長保育事業の実施に必要な経費

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自園調理等	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,045,300円	1,034,000円	944,000円
	2～3時間	1,311,000円	1,282,000円	1,192,000円
	4～5時間	3,658,000円	3,607,000円	3,463,000円
	6時間以上	4,194,000円	4,120,000円	3,976,000円
その他	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	999,000円	988,000円	898,000円
	2～3時間	1,166,000円	1,138,000円	1,048,000円
	4～5時間	3,065,000円	3,014,000円	2,870,000円
	6時間以上	3,401,000円	3,327,000円	3,183,000円

※「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,234,000円	962,000円	951,000円
	2～3時間	1,993,000円	1,205,000円	1,180,000円
	4～5時間	4,357,000円	3,365,000円	3,319,000円
	6時間以上	5,054,000円	3,858,000円	3,791,000円
その他	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000円
	2～3時間	1,328,000円	1,072,000円	1,047,000円
	4～5時間	3,279,000円	2,819,000円	2,773,000円
	6時間以上	3,792,000円	3,128,000円	3,061,000円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自 園	30分	200,000円	150,000円
	1時間	414,000円	215,000円
調 理 等	2～3時間	747,000円	397,000円
	4～5時間	1,966,000円	1,360,000円
	6時間以上	3,304,000円	2,442,000円
そ の 他	30分	200,000円	150,000円
	1時間	399,000円	200,000円
	2～3時間	699,000円	349,000円
	4～5時間	1,469,000円	863,000円
	6時間以上	2,608,000円	1,745,000円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定（児童1人当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	386,300円
3時間	579,400円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	300,000円
3時間	300,000円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2～3時間	349,000円
4～5時間	606,000円
6時間以上	862,000円

		<p>イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>300,000円</td> </tr> </table> <p>※1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。</p>	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	200,000円	2時間以上	300,000円	
延長時間区分											
30分	150,000円										
1時間	200,000円										
2時間以上	300,000円										
実費徴収に係る補足給付を行う事業（別添3）	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>1 給食費（副食材料費） 生活保護世帯に属する児童（※）1人当たり月額 4,500円 ※ 1号認定に限る</p> <p>2 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童1人当たり月額 2,500円</p>	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（別添4）	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>1 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円</p> <p>2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円</p>	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費								
放課後児童健全育成事業（別添5）	放課後児童健全育成事業（特定分）	<p>1 放課後児童健全育成事業 （1）年間開所日数250日以上 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） （ア）構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,447,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） ×27,000円 （イ）構成する児童の数が20～35人の支援の単位 3,744,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数） ×25,500円 （ウ）構成する児童の数が36～45人の支援の単位 3,744,000円 （エ）構成する児童の数が46～70人の支援の単位</p>	局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く）								

	<p>3,744,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） ×31,500円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×15,000円 （1日8時間以上開所する場合）</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数×298,000円</p> <p>(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 ×134,000円</p> <p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例 分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,304,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が1～19人の施設 958,000円</p> <p>イ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 298,000円</p> <p>※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助につい ては以下のいずれかに該当する場合のみ行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要がある と厚生労働大臣が認める場合 <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1 月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定 された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り 捨て）とする。</p>	
	<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月 21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通 知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3</p>	<p>放課後子 ども環境 整備事業 の実施に 必要な経</p>

<p>(1) ③に定める事業を実施する場合</p> <p style="text-align: right;">13,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 局長通知別添2の3（2）③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合</p> <p style="text-align: right;">2,000,000円</p> <p>(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合</p> <p style="text-align: right;">5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業</p> <p style="text-align: right;">1,000,000円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業</p> <p style="text-align: right;">3,000,000円</p> <p>※ 開設準備経費については平成28年度に支払われたものに限る。</p>	費
<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業</p> <p style="text-align: right;">1,748,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助</p> <p style="text-align: right;">3,052,000円</p> <p>イ 移転関連費用補助</p> <p style="text-align: right;">2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助</p> <p style="text-align: right;">6,100,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業</p> <p style="text-align: right;">454,000円</p> <p>※ (2)のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費

放課後児童健全育成事業（一般分）	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置 1,581,000円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置 2,932,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）
	<p>2 障害児受入強化推進事業</p> <p>1支援の単位当たり年額 1,748,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費
	<p>3 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1支援の単位当たり年額 544,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
子育て短期支援事業（別添	<p>子育て短期支援事業</p> <p>1 運営費</p> <p>(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,630円</p> <p>イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,720円</p>	子育て短期支援事業の実施に必要な経費

6)		<p>ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円</p> <p>(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>(ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円</p> <p>(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円</p> <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円</p> <p>ウ 児童の送迎の実施 箇所数 × 61,710円</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) 4,000,000円</p> <p>※ 平成28年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>	
乳児家庭全戸訪問事業 (別添7)	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>(1) ケース対応会議の開催</p> <p>(2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・家事援助 ・ 専門的相談支援 <p> $\left[\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業による家庭訪} \\ \text{問数} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right] \right] \times 8,000\text{円}$ </p> <p>2 1以外の市町村</p> <p> $\left[\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業による家庭訪} \\ \text{問数} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right] \right] \times 6,000\text{円}$ </p>	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費

<p>養育支援訪問事業 (別添8)</p>	<p>養育支援訪問事業</p>	<p>1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p>	<p>養育訪問支援事業の実施に必要な経費</p>
<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (別添9)</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</p>	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組 (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 受講人数 × 80,000円</p> <p>(2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1 市町村当たり 3,000,000円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1 市町村当たり 660,000円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合 1 市町村当たり 720,000円</p> <p>(2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合 1 市町村当たり 2,520,000円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり 640,000円</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費</p>
<p>地域子育て支援拠点事業 (別添10)</p>	<p>地域子育て支援拠点事業</p>	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1) 一般型 ア 基本分 (ア) 3~4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員又は非常勤職員を合計3名以上配置する場合 5,021,000円 ・常勤職員又は非常勤職員を合計2名配置する場合 3,723,000円 	<p>地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費</p>

	<p>(イ) 5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 7,803,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 4,562,000円 <p>(ウ) 6～7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 8,317,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,400,000円 <p>※ (イ) 及び (ウ) について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業について」1 (5) ③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 子育て支援活動の展開を図る取組</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>3～4日型</td> <td>1,300,000円</td> </tr> <tr> <td>5日型</td> <td>3,240,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7日型</td> <td>2,920,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 地域支援 1,360,000円</p> <p>(2) 出張ひろば 1,398,000円</p> <p>(3) 小規模型指定施設</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>ア 基本分</td> <td>2,694,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 加算分</td> <td>1,363,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 連携型</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>ア 基本分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3～4日型</td> <td>1,770,000円</td> </tr> <tr> <td>5～7日型</td> <td>2,754,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 加算分</td> <td>460,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>(1) 改修費等</td> <td>1か所当たり</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）</td> <td>1か所当たり</td> <td>600,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (1)(2)とも平成28年度に支払われたものに限る。</p>	3～4日型	1,300,000円	5日型	3,240,000円	6～7日型	2,920,000円	ア 基本分	2,694,000円	イ 加算分	1,363,000円	ア 基本分		3～4日型	1,770,000円	5～7日型	2,754,000円	イ 加算分	460,000円	(1) 改修費等	1か所当たり	4,000,000円	(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）	1か所当たり	600,000円	
3～4日型	1,300,000円																									
5日型	3,240,000円																									
6～7日型	2,920,000円																									
ア 基本分	2,694,000円																									
イ 加算分	1,363,000円																									
ア 基本分																										
3～4日型	1,770,000円																									
5～7日型	2,754,000円																									
イ 加算分	460,000円																									
(1) 改修費等	1か所当たり	4,000,000円																								
(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）	1か所当たり	600,000円																								

一時預かり事業
(別添11)

一時預かり事業

1 運営費

(1) 一般型

ア 特別利用保育等対象以外の児童 (1か所当たり年額)

(ア) 基本分

① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合。

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,473,000円
300人以上900人未満	1,580,000円
900人以上1,500人未満	2,840,000円
1,500人以上2,100人未満	4,100,000円
2,100人以上2,700人未満	5,360,000円
2,700人以上3,300人未満	6,620,000円
3,300人以上3,900人未満	7,880,000円
3,900人以上	9,140,000円

※特別利用保育等対象児童を除く

② ①以外 (地域密着Ⅱ型を含む) の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,331,000円
300人以上900人未満	1,500,000円
900人以上1,500人未満	2,700,000円
1,500人以上2,100人未満	3,900,000円
2,100人以上2,700人未満	5,100,000円
2,700人以上3,300人未満	6,300,000円
3,300人以上3,900人未満	7,500,000円
3,900人以上	8,700,000円

※特別利用保育等対象児童を除く

(イ) 基幹型施設加算 1,010,000円

イ 特別利用保育等対象児童 (児童1人当たり日額)

(子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。)

(ア) 平日分 400円

(イ) 休日分 (土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円

(ウ) 長時間加算

(ア) については4時間 (又は特別利用保育等として提供さ

一時預かり事業の実施に必要な費用

		<p>れる時間との合計が8時間)、(イ)については8時間を超えた利用) 100円</p> <p>(エ) 長時間加算(特例) (ア)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(イ)については8時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>※ 当分の間、緊急対策を実施する市町村に限り、イ(ウ)の長時間加算について、イ(エ)の基準額を適用する。</p> <p>ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,300円</p> <p>(2) 幼稚園型(児童1人当たり日額)</p> <p>ア 在籍園児分</p> <p>(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 400円 ② 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 (1,600,000円÷年間延べ利用児童数) - 400円 (10円未満切り捨て) <p>(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円</p> <p>(ウ) 長時間加算 (ア)については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(イ)については8時間を超えた利用) 100円</p> <p>(エ) 長時間加算(特例) (ア)については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(イ)については8時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>※ 当分の間、緊急対策を実施する市町村に所在する幼稚園であって、子ども・子育て支援新制度に移行済のもの又は今後移行を予定しているものが実施する場合には、ア(ウ)の長時間加算について、ア(エ)の基準額を適用する。</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分</p> <p>(ア) 基本分 800円</p> <p>(イ) 長時間加算(8時間を超えた利用) 100円</p> <p>(ウ) 長時間加算(特例)(8時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>※ 当分の間、緊急対策を実施する市町村に所在する幼稚園であ</p>	
--	--	--	--

		<p>って、子ども・子育て支援新制度に移行済のもの又は今後移行を予定しているものが実施する場合には、イ（イ）の長時間加算について、イ（ウ）の基準額を適用する。</p> <p>※ 公費支援の総額（1施設当たり年額）は、9,140,000円を上限度とする（なお、緊急対策（ア（エ）及びイ（ウ））に係る基準額を適用したことにより9,140,000円を超えた場合は、この限りでない）。</p> <p>(3) 余裕活用型（児童1人当たり日額） 2,100円</p> <p>(4) 居宅訪問型（児童1人当たり日額）</p> <p>ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童</p> <p style="padding-left: 150px;">利用時間4時間以上 8,200円</p> <p style="padding-left: 150px;">利用時間4時間未満 4,100円</p> <p>イ 緊急一時預かり対象児童</p> <p style="padding-left: 150px;">利用時間4時間以上 11,000円</p> <p style="padding-left: 150px;">利用時間4時間未満 5,500円</p> <p>(5) 震災特例型（児童1人当たり月額）</p> <p>利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じ、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額</p> <p>※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成28年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ (1)は震災特例型を除く。</p> <p>※ (2)は一般型に限る。</p>	
<p>病児保育事業 (別添12)</p>	<p>病児保育事業 (特定分・事業費)</p>	<p>1 病児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 2,417,000円</p> <p>(2) 加算分</p>	<p>病児保育事業の実施に必要な経費</p>

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
10人以上50人未満	504,000円
50人以上200人未満	2,518,000円
200人以上400人未満	4,280,000円
400人以上600人未満	6,294,000円
600人以上800人未満	7,804,000円
800人以上1,000人未満	9,818,000円
1,000人以上1,200人未満	11,832,000円
1,200人以上1,400人未満	13,846,000円
1,400人以上1,600人未満	15,860,000円
1,600人以上1,800人未満	17,874,000円
1,800人以上2,000人未満	19,888,000円
2,000人以上	21,902,000円

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費

1か所当たり年額 3,600,000円

エ 研修参加費用

職員1人当たり年額 10,000円

(3) 普及定着促進費(開設準備経費)

ア 改修費等

1か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料(開設前月分)

1か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも平成28年度に支払われたものに限る。

2 病後児対応型

(1) 基本分

1か所当たり年額 2,006,000円

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
10人以上50人未満	401,000円
50人以上200人未満	2,207,000円
200人以上400人未満	3,109,000円
400人以上600人未満	5,015,000円
600人以上800人未満	6,820,000円

800人以上1,000人未満	8,726,000円
1,000人以上1,200人未満	10,632,000円
1,200人以上1,400人未満	12,538,000円
1,400人以上1,600人未満	14,443,000円
1,600人以上1,800人未満	16,349,000円
1,800人以上2,000人未満	18,255,000円
2,000人以上	20,160,000円

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1 か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費

1 か所当たり年額 3,600,000円

エ 研修参加費用

職員1人当たり年額 10,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等

1 か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分）

1 か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも平成28年度に支払われたものに限る。

3 体調不良児対応型

(1) 基本分

1 か所当たり年額 4,310,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、
2,150,000円）

※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合

(2) 加算分

ア 送迎対応を行う看護師等雇上費

1 か所当たり年額 5,400,000円

イ 送迎経費

1 か所当たり年額 3,600,000円

ウ 研修参加費用

職員1人当たり年額 10,000円

4 非施設型（訪問型）（1か所当たり年額）

6,882,000円

（ただし、実施期間が6か月未満の施設にあっては、
3,441,000円）

<p>病児保育（特定分・低所得者減加分加算）</p>	<p>1 低所得者減加分加算（病児対応型）</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p> <p>2 低所得者減加分加算（病後児対応型）</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p>	<p>病児保育事業の実施に必要な経費</p>
<p>病児保育事業（一般分）</p>	<p>1 病児対応型 改善分（1か所当たり年額） 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,417,000円</p> <p>2 病後児対応型 改善分（1か所当たり年額） 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,006,000円</p> <p>3 体調不良児対応型（1か所当たり年額） 4,310,000円 （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、2,150,000円）</p> <p>※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合</p>	<p>病児保育事業の実施に必要な経費</p>

子育て
援助活
動支援
事業
(ファミ
リー・サ
ポート・セ
ンター
事業)
(別添
13)

子育て
援助活
動支援
事業
(ファミ
リー・サ
ポート・セ
ンター
事業)

1 運営費（1市町村当たり年額）

(1) 基本事業

ア 基本分

会員数	基準額
50人～99人	1,800,000円
100人～299人	2,000,000円
300人～599人	2,800,000円
600人～999人	4,000,000円
1,000人～1,499人	8,100,000円
1,500人～1,999人	12,100,000円
2,000人～2,999人	16,200,000円
3,000人以上	20,200,000円

イ 加算分

(ア) 支部の設置か所数に応じた加算

- ・10か所以上 10,100,000円
- ・10か所未満 支部数×1,000,000円

(イ) 24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算

360,000円

(2) 病児・緊急対応強化事業

ア 基本分

預かり等の利用件数	基準額
～59件	1,800,000円
60件～119件	2,400,000円
120件～199件	3,800,000円
200件～299件	5,700,000円
300件～399件	7,700,000円
400件～599件	10,500,000円
600件以上	14,500,000円

イ 加算分

- (ア) 近隣市町村会員受入 1,000,000円
- (イ) 初年度体制整備（事業開始年度に限る） 4,000,000円

子育て援助
活動支援事
業（ファミ
リー・サポ
ート・セン
ター事業）
の実施に必
要な経費

		<p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の 利用支援を実施する場合の加算 400,000円</p> <p>2 開設準備経費（1市町村当たり年額）</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成28年度に支払われたものに限る。</p>	
--	--	---	--